

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令要綱

平成三十年四月一日から福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市及び松江市を地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市として指定するものとする事。